

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年8月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|-----------|---------------------------------|------------------|
| 善通寺市土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 弘階池地区 | 善通寺市建設農林部 農林課 |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 買田池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 三ツ子池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 古池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 石井池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮ノ前地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西原地区 | " |